平成２４年（フ）第２６８６号
大阪市生野区巽南２丁目６番９号
破産者　サヤカ工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午後３時30分
平成24年11月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７８号
堺市南区若松台１丁４番17―103号
破産者　坂口　哲男
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午前11時
平成24年11月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責許可決定確定

平成２２年（フ）第１２４号（東京高等裁判所平成２４年（ラ）第１４４３号）
長野県佐久市下越230番地10
破産者（抗告人）　丸山とも子
1　主文　原決定を取り消す。
破産者について免責を許可する。
2　決定確定日　平成24年11月２日
長野地方裁判所佐久支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第６号
釧路市共栄大通７丁目１番21号
清算株式会社　コントラクト施工サービス株式会社
代表清算人　齊藤　　保
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所

平成２４年（ヒ）第６号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目６番22号
清算株式会社　前田林業株式会社
代表清算人　竹本　昌弘
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１００１号
山形県鶴岡市勝福寺字根木灘162番地
清算株式会社　赤川スポーツランド株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所鶴岡支部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ワイエス商事
代表清算人　浅倉　郁男
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　基本方針・通則等
１　基本方針
本協定は、清算株式会社ワイエス商事（以下「清算会社」という。）の債権者に対する弁済を最大化することを目的として策定したものである。
２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算会社に対し、特別清算開始決定日の前日（平成24年８月15日）までの原因に基づいて発生した債権とする。
３　定義
⑴　特別清算手続関連債権
特別清算手続のために清算会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算会社に対する費用請求権をいう。
⑵　一般優先債権
国税徴収法又はその例により徴収される債権、労働債権等一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　一般協定債権
特別清算開始決定日の前日（平成24年８月15日）までの原因に基づいて発生した清算会社に対する金銭債権から、特別清算手続関連債権及び一般優先債権を除いた債権をいう。
４　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
第２　一般協定債権の権利変更及び弁済方法
１　一般協定債権の権利変更
一般協定債権については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　清算会社は、一般協定債権を有する債権者（但し、債権者荻原伊維を除く。以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、別表の弁済額欄記載の金員を支払う（弁済率は0.051％となる。）。
債権者荻原伊維は、清算会社代表清算人選任前の代表取締役であったものであり、清算会社の経営に責任を持つべき立場であったことに鑑み、債権者荻原伊維が清算会社に対して有する一般協定債権については、弁済を行わない。
⑵　各協定債権者は、清算会社から前項の弁済を受けたときは、清算会社に対し、各一般協定債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
債権者荻原伊維は、協定認可の決定が確定したときは、清算会社に対し、一般協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑶　清算会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の規定による弁済後の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により清算会社が受けた残債務の免除は、弁済を受けたときに、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
⑴　支払の方法
各協定債権の弁済は、清算会社の本店所在地において行う。但し、各協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は各協定債権者の負担とする。
⑵　各協定債権者の弁済受領不能等
清算会社は、各協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金は生じないものとする。
第３　特別清算手続関連債権及び一般優先債権
特別清算手続関連債権及び一般優先債権については、清算会社の代表清算人が責任をもって随時弁済する。
別表（省略）
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第８０号
大阪府大阪市北区神山町１番３号　新扇町ビル
再生債務者　クレスト・インベストメンツ株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第９９号
東京都港区赤坂２丁目９番２号
再生債務者　株式会社松亭
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都渋谷区神宮前２丁目23番１号神宮前ことぶきビル４階　神宮前法律事務所　弁護士　久保田正治
平成24年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０号
愛知県江南市草井町宮東269番地
再生債務者　林本建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市東区筒井２丁目７番27号　石井法律事務所　弁護士　石井　三一
平成24年11月８日
名古屋地方裁判所民事第２部